

# 県立恩賜箱根公園駐車場利用料金減免申請書

県立恩賜箱根公園の利用に伴い、公益財団法人神奈川県公園協会が管理する駐車料金の減免を申請いたします。

年 月 日	ボールペンで太枠内のみご記入ください
住 所:	_____
団 体 名:	_____
代 表 者:	_____ 印
公益財団法人神奈川県公園協会 理事長 殿	(学校印)
利用日時	年 月 日 ( ) : ~ :
利用目的	
車種・台数	大型 台 ・ 中型 台 ・ 普通 台
バス会社名	
申請者名	
申請者連絡先	TEL FAX

# 県立恩賜箱根公園駐車場利用料金減免承認書

年 月 日 上記申請を承認いたします。 承認番号 No. \_\_\_\_\_

承認内容	県立恩賜箱根公園 駐車場 利用料金 2時間分 免除 (入場 1回限り)
利用日時	年 月 日 ( ) : ~ :
利用台数	大型 台 ・ 中型 台 ・ 普通 台

指定管理者 神奈川県公園協会・ランドフローラ・小田急箱根グループ

県立恩賜箱根公園 園 長 印

住 所 : 〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 171 県立恩賜箱根公園 管理事務所

連 絡 先 : TEL 0460-83-7484 FAX 0460-83-6025

※当日のご連絡は駐車場直通電話 (0460-83-6709) をお願いいたします

[ 次ページには利用にあたっての重要な注意事項が記載されているため必ずお読みください ]

## ◆ 駐車場利用に伴う注意事項 ◆

- (1) 申請は利用当日の1週間前までをお願いいたします。
- (3) 予約受付台数には限りがありますので予約を受け付けられないことがあります。
- (4) 土・日・祝祭日は駐車場が混雑するため予約は受け付けておりません。
- (5) 申請者連絡先には利用当日に連絡可能な番号を記入してください。
- (6) 申請書（原本）は切手（84円）を貼付した返信用封筒と当日の行程表を同封し郵送してください。  
住 所：〒250-0522 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根171 県立恩賜箱根公園 管理事務所
- (7) 利用当日は承認された申請書（原本）を必ずお持ちください。コピー不可。
- (8) 駐車後、承認された申請書（原本）と駐車券を駐車場出口付近にある駐車場詰所に速やかに提出し、減免の手続きを行ってください。承認された申請書（原本）の提出が無い場合は無効となります。コピーしたものによる提出も同様に無効となります。
- (9) 予約をした利用時間は必ず守ってください。予約前後には他の予約車がありますので「早く到着しても入れないこと」や「利用延長が認められない」場合があります。交通渋滞等で到着時間が遅れる場合は、分かり次第、必ず駐車場（TEL：0460-83-6709）へ連絡してください。

## ◆ 公園内の利用に伴う注意事項 ◆

- (1) 都市公園施設を損傷、汚損しないでください。
- (2) ゴミ、その他汚物を捨てないでください。
- (3) 許可なく火気を使用することは（焚火、煮炊き、花火、キャンプファイヤー等）禁止です。
- (4) 利用場所の占有はせず、他のお客様に配慮してください。
- (5) 湖畔展望館内は静かにご利用ください。
- (6) 他のお客様のご迷惑となる行為はしないでください。
- (7) 公園職員の指示には必ず従ってください。

### 責任者・引率者へのお願い

生徒を連れて園内をご利用いただく場合は、利用中の行動把握と利用後のゴミ拾いをお願い申し上げます。特に湖畔展望館内は他のお客様にも静かにご利用して頂くようお願いしているところですので、併せてご理解ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。